

フランス労働法研究

[研究メンバー]

主査	岩村正彦	東京大学教授
	荒木尚志	東京大学助教授
	王 能君	東京大学大学院
	大内伸哉	日本学術振興会特別研究員
	川田琢之	東京大学助手
	黒川道代	東京大学専任講師
	小西康之	東京大学大学院
	橋本陽子	東京大学大学院
	藤川久昭	日本学術振興会特別研究員
	水町勇一郎	東北大学助教授
研究協力者	山口純子	法政大学大学院

[報告書目次]

序論

はじめに 問題となる労働

第1章 契約と身分の間で： 労働関係のヨーロッパ的考え方

I 二つの文化

II 契約への身分の挿入

III 新たな不均衡

第1部 人および物

第1章 権利の客体としての労働

I 物という視点の重み： 「財」としての労働

II 身体と財： 労働契約の曖昧な対象

第2章 労働者、権利の主体

I 安全

II アイデンティティ

[内容要旨]

本研究は、アラン・シュピオ (Alain SUPLOT) ナント大学教授 (フランス) の著書「労働法批判」 (Critique du travail) (Presses Universitaires de France、1994) の「序論」および第一部「人および物」の試訳を行いつつ、わが国でも関心の高いフランス労働法の現在の理論状況を把握することを試みたものである。

(注)「労働法批判」は、今回試読した序論、第一部のほか、第二部「従属と自由」、第三部「法と法則」、「結論」という構成になっている。全体の大きなモチーフは、1980年代以降、労働法が大きな転換期を迎えつつあることを踏まえて、労働法の根底にある、契約と身分、個人と集団、従属と自由、企業内における労働者の権利・自由、規制緩和と労働法、労働市場と労働法といった諸問題を再検討する点にあるとあってよいだろう。

1. 本書の「序論」は、「労働」という労働法のもっとも基本的な概念から出発して、その歴史的な意義を再確認した上で、労働関係の法的な把握において、契約的構成と身分的構成とが持つ意義を検討している。すなわち、労働関係を形式的には対等な当事者間の契約的な関係を把握するローマ法文化と、それを人格的な結びつきによって形成される身分的な関係として捉えるゲルマン法文化とを座標軸として、西欧各国の労働法理論を分析する。そして、今日の西欧各国の労働法理論は、程度の違いはあるにせよ、労働関係の契約的構成と身分的構成との両者の影響を受けていること、さらにはEU労働法も、この二つの構成を取り入れていることを指摘する。すなわち、西欧の労働法理論は、労働関係について、契約関係を基礎としつつ、そこに「身分的」な考え方を導入しているのである。

以上のように、「序論」は、西欧各国の比較法的な検討も行いながら、契約と身分をめぐる労働法理論の大きな流れを描いている。そこでは、単に、これまでの理論を振り返るだけでなく、常に、契約的構成と身分的構成が持つ現代的な意義をも念頭に置いた分析がなされている。

2. 本書の第一部「人および物」は、労働契約における「労働」と「労働者の身体・人格」という問題を論じている。

最初に、労働者の身体・人格の労働契約上の位置づけを分析する。現代民法（そして労働法）の出発点となったフランス民法典は、雇用契約（労働契約）を労働者自身を目的物とする賃貸借として把握しているが、その後の学説は、労働契約の目的を抽象的な労働（労務給付）として理解しようとしたことを指摘する。本書によれば、労働法の発展の過程は、労働契約関係から捨象されてしまった労働者を再発見する過程なのである。

つぎに、労働契約関係における労働者の再発見がどのように行われたかを分析する。まず、それは、児童の保護、労働時間規制、労働安全衛生規制の発展という形で、労働者の身体そのものの安全確保という形で現れたことを明らかにする。つぎに、労働者の生活面での安全の確保のための雇用保障や社会保険に結実したことを指摘する。さらに、こうして労働者を再発見した労働法・社会保障法の発展は、たとえば従業員代表制度や労働組合を通して、社会における労働者の集団的なアイデンティティを確立することに寄与し、より進んで、職業資格や意見表明権を媒介として、労働者の個別的なアイデンティティを確立する役割を果たしていること、そして、今日、西欧各国で深刻な問題となっている失業が労働者のアイデンティティを失わせる危険をはらんでいることを明らかにする。

以上のように、第一部は、フランス民法典制定時の議論から、現代の労働法上の最重要課題である失業問題までを、独創的な視角から考察している。

3. このように本書の「序論」および第一部は、労働法理論の根底にあるものを浮かび上がらせな

がらも、決して抽象論に流れることなく、労働法の現代的な役割や意義を提示し、さらにはその将来への展望を示すものとなっている。その内容は、わが国の労働法のあり方を考える上でも、多くの示唆に富むものといえよう。